

表決に関する諸規定比較（参考）

芽室町議会会議条例	①安城市議会会議規則	①大津市議会会議規則	②幕別町議会会議規則
(表決問題の宣告) 第81条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。	(表決問題の宣告) 第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。	※規則(表決問題の宣告) 第34条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。	(表決問題の宣告) 第78条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。
(不在議員) 第82条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。	(不在議員) 第68条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。	※規則(不在議員) 第35条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない	(不在議員) 第79条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。
(条件の禁止) 第83条 表決には、条件を付けることができない。	(条件の禁止) 第69条 表決には、条件を付けることができない。	※規則(条件の禁止) 第36条 表決には、条件を付けることができない。	(条件の禁止) 第80条 表決には、条件を付けることができない。
(起立による表決) 第84条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。	(起立等による表決) 第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。 3 第1項及び第75条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムによる表決をとることができる。 4 電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。 5 電子採決システムによる表決において、議長が表決を終了する宣告をした時点で、出席議員が賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは、その出席議員は、棄権したものとみなす。	※規程(起立による表決) 第41条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 前項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させることに代えて、その者に電子採決システムの賛成ボタンを押させることによって表決をとることができる。	(電子表決システム等による表決) 第81条 議長は、表決を採ろうとするときは、電子表決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。 3 第1項及び第87条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。 4 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

<p>(投票による表決)</p> <p>第 85 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p>2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p>	<p>(投票による表決)</p> <p>第 71 条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める</p>	<p>※規程(投票による表決)</p> <p>第 42 条 議長は、必要があると認めるとき、又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 議長は、同時に記名投票又は無記名投票の要求があるときは、いずれの方法によるか討論を用いず、会議に諮って決定する。</p>	<p>(投票による表決)</p> <p>第 82 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p>2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p>
<p>(記名及び無記名の投票)</p> <p>第 86 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。</p>	<p>(無記名投票及び記名投票)</p> <p>第 72 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。</p>	<p>※規程(記名投票、無記名投票)</p> <p>第 43 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする議員は賛成、否とする議員は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。</p>	<p>(記名及び無記名の投票)</p> <p>第 83 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は○と、否とする者は×と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。</p>
<p>(白票の取扱い)</p> <p>第 87 条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。</p>	<p>2 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、無効とする。</p>	<p>※規程(投票の効力)</p> <p>第 44 条 記名投票又は無記名投票による表決において、賛否が明らかでない投票及び他事を記載した投票は否とみなす。</p>	<p>(白票の取扱い)</p> <p>第 84 条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。</p>
<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 88 条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条第 1 項、第 35 条及び第 36 条の規定を準用する。</p>	<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 73 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 27 条から第 31 条まで、第 32 条第 1 項及び第 33 条の規定を準用する。</p>	<p>※規程(選挙規定の準用)</p> <p>第 45 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 15 条から第 19 条まで、第 20 条第 1 項及び第 21 条の規定を準用する。</p>	<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 85 条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第 28 条 (議場の出入口閉鎖)、第 29 条 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 30 条 (投票)、第 31 条 (投票の終了)、第 32 条 (開票及び投票の効力)、第 33 条 (選挙結果の報告) 第 1 項、第 34 条 (選挙に関する疑義) 及び第 35 条 (選挙関係書類の保存) の規定を準用する。</p>
<p>(表決の訂正)</p> <p>第 89 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。</p>	<p>(表決の訂正)</p> <p>第 74 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。</p>	<p>※規則(表決の訂正)</p> <p>第 37 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。</p>	<p>(表決の訂正)</p> <p>第 86 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。</p>
<p>(簡易表決)</p> <p>第 90 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は起立の方法で表決を採らなければならない。</p>	<p>(簡易表決)</p> <p>第 75 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、<u>起立の方法で表決をとらなければならない。</u></p>	<p>※規程(簡易表決)</p> <p>第 46 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができるものとし、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、議長は、<u>宣告に対し出席議員 3 人以上から異議があるときは、起立の方法又は電子採決システムで表決をとらなければならない。</u></p>	<p>(簡易表決)</p> <p>第 87 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、<u>電子表決システムによる方法で表決を採らなければならない。</u></p>

芽室町	幕別町	四日市市
<p>第4章 選挙 (選挙の宣告)</p> <p>第28条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。 (不在議員)</p> <p>第29条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。</p> <p>(投票用紙の配布及び投票箱の点検)</p> <p>第30条 投票を行うときは、議長は、議会事務局職員に議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。 2 議長は、議会事務局職員に投票箱を点検させなければならない。 (投票)</p> <p>第31条 議員は、議長の指示に従って、順次投票する。 (投票の終了)</p> <p>第32条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。 (開票及び投票の効力)</p> <p>第33条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。 (選挙結果の報告)</p> <p>第34条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。 (選挙に関する疑義)</p> <p>第35条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。 (選挙関係書類の保存)</p> <p>第36条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。</p>	<p>第4章 選挙 (選挙の宣告)</p> <p>第26条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。 (不在議員)</p> <p>第27条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。 (議場の出入口閉鎖)</p> <p>第28条 投票による選挙を行うときは、議長は、第26条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)</p> <p>第29条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。 2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。 (投票)</p> <p>第30条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。 (投票の終了)</p> <p>第31条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。 (開票及び投票の効力)</p> <p>第32条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。 (選挙結果の報告)</p> <p>第33条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。 (選挙に関する疑義)</p> <p>第34条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。 (選挙関係書類の保存)</p> <p>第35条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。</p>	<p>第4節 選挙 (選挙の宣告)</p> <p>第23条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。 (不在議員)</p> <p>第24条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。 (議場の出入口閉鎖)</p> <p>第25条 投票による選挙を行うときは、議長は、第23条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)</p> <p>第26条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。 2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。 (投票)</p> <p>第27条 議員は、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。 (投票の終了)</p> <p>第28条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。 (開票及び投票の効力)</p> <p>第29条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。 3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。 (選挙結果の報告)</p> <p>第30条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。 (選挙関係書類の保存)</p> <p>第31条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。</p>
<p>第9章 表決 (表決問題の宣告)</p>	<p>第8章 表決 (表決問題の宣告)</p>	<p>第8節 表決 (表決問題の宣告)</p>

<p>第 81 条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。</p> <p>(不在議員)</p> <p>第 82 条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。</p> <p>(条件の禁止)</p> <p>第 83 条 表決には、条件を付けることができない。</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第 84 条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 85 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p>2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(記名及び無記名の投票)</p> <p>第 86 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。</p> <p>(白票の取扱い)</p> <p>第 87 条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 88 条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条第 1 項、第 35 条及び第 36 条の規定を準用する。</p> <p>(表決の訂正)</p> <p>第 89 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第 90 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は起立の方法で表決を採らなければならない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第 91 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。</p>	<p>第 78 条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。</p> <p>(不在議員)</p> <p>第 79 条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。</p> <p>(条件の禁止)</p> <p>第 80 条 表決には、条件を付けることができない。</p> <p>(電子表決システム等による表決)</p> <p>第 81 条 議長は、表決を採ろうとするときは、電子表決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。</p> <p>3 第 1 項及び第 87 条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。</p> <p>4 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 82 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p>2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(記名及び無記名の投票)</p> <p>第 83 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は○と、否とする者は×と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。</p> <p>(白票の取扱い)</p> <p>第 84 条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 85 条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第 28 条(議場の出入口閉鎖)、第 29 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 30 条(投票)、第 31 条(投票の終了)、第 32 条(開票及び投票の効力)、第 33 条(選挙結果の報告)第 1 項、第 34 条(選挙に関する疑義)及び第 35 条(選挙</p>	<p>第 63 条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(不在議員)</p> <p>第 64 条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。</p> <p>(条件の禁止)</p> <p>第 65 条 表決には、条件を付けることができない。</p> <p>(電子採決システム等による表決)</p> <p>第 66 条 議長が表決をとろうとするときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。なお、採決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。</p> <p>3 第 1 項及び第 71 条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。</p> <p>4 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 5 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 67 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(投票)</p> <p>第 68 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。</p> <p>2 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 69 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 25 条(議場の出入口閉鎖)、第 26 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 27 条(投票)、第 28 条(投票の終了)、第 29 条(開票及び投票の効力)、第 30 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 31 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</p> <p>(表決の訂正)</p>
---	--	---

<p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。</p>	<p>関係書類の保存)の規定を準用する。</p> <p>(表決の訂正)</p> <p>第86条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、電子表決システムによる方法で表決を採らなければならない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第88条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。</p>	<p>第70条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第71条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、電子採決システムによる方法で表決をとらなければならない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第72条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。</p>
--	--	--

[会議条例等運用規則]

第4章 選挙

(選挙の方法)

第13条 議長及び副議長の選挙は、投票により行うものとする。

2 一部事務組合議会議員の選挙は、指名推選により行うものとする。

3 選挙管理委員及び補充員の選挙は、指名推選により行い、補充員の順序は、議長が会議に諮って決める。

4 指名推選の方法により選挙を行うときは、議長発議又は議員の動議により、会議に諮り、異議がなければ、次の方法による。

(1) 議長指名による場合 議長発議又は議員の動議により、議長が指名することを会議に諮って、異議がないときは、議長が指名し、その指名を受けた者を会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。

(2) 議員の動議による場合 議員の動議により、指名者を会議に諮って、異議がないときは、指名者が指名し、その指名を受けた者を議長が会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。

(投票)

第14条 議員は、議長の指示に応じ、議長席に向かって右方から順次演台に登り、投票用紙を投票箱に投入し、議長席に向かって左方より降りて自席に戻る。

2 議長は、最後に投票する。

(選挙結果の報告)

第15条 当選人が議場にいるときの当選告知は、選挙結果の報告後直ちに議長が口頭により行う。

2 議長、副議長に当選した議員は、当選の告知を受けた後、直ちに就任のあいさつを行うものとする。この場合、就任のあいさつにより当選を承諾したものとみなす。

3 議長は、当選人が議場にいないときの当選の告知は、文書により行い、当選人から当選承諾書の提出を求める。

第10章 表決

(表決)

第34条 委員長の報告が原案のとおり可決すべきもの、採択すべきもの及び一部採択とすべきもの場合の表決は、委員長の報告のとおり決するかを採決し、委員長の報告が否決すべきもの及び不採択とすべきもの場合は、原案について採決する。

2 投票による表決の場合は、第15条第1項の規定により行うものとする。

3 全員が、異議がないと認められる軽易な事件の表決は、簡易表決によるものとする。

4 委員長報告が修正して可決すべきもの場合又は議員から修正案が提出されたときは、修正案を採決した後、修正議決した部分を除く原案について採決する。ただし、修正案が否決されたときは、原案について採決する。

5 数個の修正案が提出されたときの表決の順序は、次のとおりとする。

(1) 議員のみの修正案のうち、共通部分がない場合は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。

(2) 議員のみの修正案のうち、共通部分がある場合は、共通部分を表決に付すものとする。ただし、共通部分が極めて小部分であるときは、修正案ごとに表決に付することができるものとする。

(3) 議員の修正案又は委員会の修正案で、共通部分がない場合は、議員の修正案から先に表決をとる。

(4) 議員の修正案又は委員会の修正案のうち、共通部分がある場合は、議員の修正案中、委員会の修正案と共通の部分を除く修正部分について表決に付し、次に、議員の修正案と委員会の修正案の共通部分について表決に付し、最後に、議員の修正案と委員会の修正案と共通部分を除く委員会の修正案を表決に付する。

6 一括議題とした議案等に対する表決は、1件ごとに採決する。ただし、異議がないと認められるときは、一括して採決することができるものとする。